

BWI からの報告書における指摘に対する現状認識の掲載について【選手村】

2019年7月19日  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
東京都都市整備局  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

## 1 概要

### (1) 本件掲載の目的について

今般、国際建設林業労働組合連盟（以下「BWI」という。）より、東京都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの三者（以下「三者」という。）に対して、オリンピック関連施設の建設現場における労働環境に関する報告書が送付されたところです。

当該報告書には、選手村の建設現場に対して具体的に指摘している部分もあることから、都及び組織委員会で特定建築者への照会や現場調査を行うとともに、BWIにも詳細情報を確認しているところですが、このことに関する現時点での都及び組織委員会の現状認識を以下2に記載するとおり掲載いたします。

### (2) 参考/選手村の整備について

選手村に関しては、東京都都市整備局が晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行者として、2016年4月に施行認可を取得し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村整備と、大会後のレガシーとなるまちづくりに取り組んでおります。

そのうち、大会後に住宅となる建物等については、「特定建築者制度」を導入して整備を進めています。「特定建築者制度」とは、施設建築物の建築と保留床の処分を施行者に代わり、他の者（特定建築者）に実施させることができる制度です。

この制度に基づき住宅となる建物等は、複数の企業体から構成される特定建築者<sup>※1</sup>を発注者として、街区ごとに異なる施工業者（元請会社<sup>※2</sup>）が請け負い、建設工事を進めています。

また、内装工事については、組織委員会が特定建築者に委託し、2018年5月より施工を進めています。

これまでも都及び組織委員会では、選手村の建設現場において、法令遵守はもとより、良好な労働環境の維持と安全管理の徹底を指示すると共に、適切な工期のもと、着実に工事を進めています。

※1 本事業では、三井不動産レジデンシャル株式会社、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、日鉄興和不動産株式会社、住友商事株式会社、住友不動産株式会社、大和ハウス工業株式会社、東急不動産株式会社、東京建物株式会社、野村不動産株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社の11社で構成されたグループを、公募により特定建築者として選定した。

※2 元請会社は、東急建設株式会社、株式会社長谷工コーポレーション、前田建設工業株式会社、三井住友建設株式会社（以下「元請各社」という。）である。

### **(3) 今後の対応について**

現時点の現状認識は以下のとおりですが、BWI の報告書については、三者で連携し、建設現場の労働安全衛生の確保等について真摯に取り組みつつ、その事実確認などを進めております。

今後、BWI から選手村の現場に関連して新たに情報が来た場合は、追加で事実確認を行うなど、引き続き適切に対応してまいります。

## **2 個別事項に対する現状認識について**

### **(1) 選手村の建設現場への指摘に対する現状認識について**

#### **(28日連続勤務との指摘について)**

- 報告書では、選手村の建設現場において、連続28日働いた労働者がいたと指摘しています。
- 現場に入場する各専門工事業者の作業員の労働日数について、個々の労務管理は、各事業者において、法令に基づいて対応するものです。
- 選手村の建設現場は、原則日曜日・祝日を休業日としており、当現場において連続での28日勤務は考えられません。元請各社は、各作業所において4週6休以上を確立しています。

#### **(強風下で、コンクリート資材が吊り上げられ、多くの労働者が危険にさらされたとの指摘について)**

- 都及び組織委員会による現場調査や元請各社への聞き取りにより、クレーンによる作業については、関係法令を遵守し、安全に実施していることを確認しております。

### **(2) 選手村の建設現場とは特定していない指摘に対する現状認識について**

#### **(ほぼ半数の労働者が正式な雇用契約書を持っていなかったとの指摘について)**

- 報告書では、調査対象となった全労働者のほぼ半数が雇用契約書を持っていなかったと指摘しています。これは、日本の法令では口頭契約が許容されているという問題意識に基づき指摘しているものであり、報告書の中でも言及されております。
- 報告書ではどの建設現場の労働者か特定されていませんが、選手村の建設現場においては、各作業員の雇用契約書は、各専門工事業者にて保管していると聞いています。元請各社は、作業員の新規入場教育の際に、雇用契約の有無を確認しています。

### **(安全保護具（ヘルメットなど）を自分で購入しないといけない労働者がいたとの指摘について)**

- 報告書ではどの建設現場か特定されていませんが、インタビューした2名の作業員は、おそらく一人親方すなわち個人事業主であり、一人親方についても、安全保護具は元請会社から支給されるべきとしています。これは、日本の法令では、安全保護具を元請会社が一人親方に支給することを規定していないという問題意識に基づき指摘しているものであり、報告書の中でも言及されています。
- 建設現場で労働する作業員は、労働安全衛生規則に則って、安全ヘルメットを着用することが義務付けられています。
- 選手村の建設現場においては、現場作業に伴うヘルメットの支給・貸与及びその負担の方法は、各専門工事業者により様々だと聞いていますが、現場の統括安全衛生管理を行う元請各社は、各専門工事業者に対して安全関係法令を遵守することを指導しています。

### **(移住労働者が非常に限られた役割しか与えられていないとの指摘について)**

- 報告書では、東京 2020 大会の建設現場に従事する外国人技能実習生が、原材料の運搬などつまらない仕事しか与えられておらず、これは移住労働者に業務スキルを提供することになっている外国人技能実習制度の目的のためだと指摘しています。加えて、建設現場での労働力不足が叫ばれる中、外国人技能実習生制度の目的により業務が限定されているという問題意識に基づき、より多くの業務スキルを構築できる仕事を与えるなら、効果的に貢献するだろうと言及しています。
- 選手村の建設現場においては、外国人技能実習生を雇用する各専門工事業者が、実習生各人の技量や経験を踏まえて担当する作業を適切に割り当てていると聞いています。また、元請各社は、技能実習制度の趣旨を踏まえて、適切に労務管理や健康管理を行うよう各専門工事業者を指導しています。

### **(移住労働者に賃金を未払いのまま破産した企業の事例があったとの指摘について)**

- 選手村の建設現場においては、少なくとも契約期間中に倒産した専門工事業者はいないと聞いています。

### **(建設現場では移住労働者の安全基準が低いとの指摘について)**

- 報告書では、東京 2020 大会の建設現場は、安全確保の資料や手順を日本語以外の言語に翻訳する措置がなく、労働安全衛生の問題に関してコミュニケーションが非常に困難だと指摘しています。
- 選手村の建設現場においては、元請各社によって方法は様々ですが、安全確保

の観点で必要な注意喚起の表示は、日本語だけでなく、英語・中国語・ベトナム語等を表記したり、また、言語だけではなく誰が見ても理解できるよう「絵」を使用しています。

- また、コミュニケーションについても、新規入場教育時に日本語の習熟度を確  
認し、現場での危険・安全を理解する能力を有しているか判断してから入場さ  
せているほか、通訳やハンディ翻訳機を使用する等、外国人技能実習生等誰も  
が働きやすい環境の整備に努めています。

#### **(建設現場での情報統制の指摘について)**

- 報告書では、東京 2020 大会の情報統制が厳しく (例：職場での写真撮影は許  
可されていない)、労働・安全課題への対処が難しくなったと指摘しています。
- 選手村の建設現場においては、従前より、元請各社のセキュリティルールに則  
り、工事現場内の情報の取扱いについて適切に管理しています。
- このため、工事で知り得た情報を無断で開示することや業務以外の目的で無断  
に写真撮影を行うことは認めておりませんが、安全や品質などの確認のために  
写真撮影が必要な場合のみ撮影を許可しています。

#### **(都の通報受付窓口が日本語のみとの指摘について)**

- 報告書では、都の通報受付窓口は日本語のみとなっていると指摘しています。
- 都に設置している通報受付窓口は、設置当初から日本語・英語による通報を受け  
付けており、ホームページ上の英文の対応についても、既に対応を実施していま  
す。

### **3 指摘が特定される必要のあることについて**

- 報告書には、選手村や新国立競技場の名称を明示して指摘しているもの以外に  
も、東京 2020 大会の建設現場との記載だけで場所が特定されていない指摘が  
あり、報告書にある情報だけでは事実関係を確認することが難しいと考えてお  
ります。また、選手村の建設現場と特定されていても、クレーンによる作業状  
況の指摘の様に、詳しい状況が分からなければ、事実関係の確認が難しいもの  
もあります。
- そのため、事実関係の確認に当たっては、具体的な事案の特定が必要であるこ  
とから、三者で対応方針を協議し、三者連名により、2019年6月4日付文書に  
より、BWI に対して事案の特定に必要な詳細情報の提供を依頼したところです。
- 今後、BWI から提供された情報を踏まえ、必要に応じて、特定建築者に対し事  
実確認を行うなど適切に対応してまいります。

#### 4 選手村建設現場における労働環境の整備について

- 選手村の建設現場では、元請各社において、従前より、法令遵守の徹底及び作業員の適切な健康管理等を指導するとともに、入退出時刻を記録する等、過重労働がないよう管理しています。
- これまで選手村の建設工事は当初計画通り順調に進んでおり、全体工期に遅れは生じておりませんが、これは、元請各社の努力により、未然に作業員や建設重機を追加して対応しているためです。
- また、安全教育の指導を徹底し、安全な労働環境の整備に努めています。
- その他、熱中症対策などの取り組みにも力を入れており、冷却剤・送風機・ミスト等の設置や休養室の確保のほか、注意喚起を繰り返し行い、安心かつ快適に働ける職場環境の整備に努めています。